

厚生労働省発基安 1 2 1 7 第 1 号

労働政策審議会

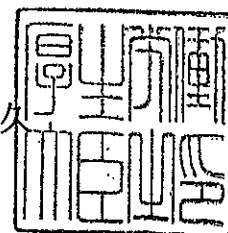
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 2 6 年 1 2 月 1 7 日

厚生労働大臣

塩崎 恭久



労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 特別教育の追加

事業者が労働者に特別の教育を行わなければならない業務に、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）を追加するものとする。

第二 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実

一 高さ二メートル以上の作業場所に設ける作業床の要件として、床材と建地との隙間を十二センチメートル未満とすることを追加するものとする。

二 作業の性質上手すり等の墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に当該設備を取り外す場合には、次の措置を講ずるものとする。

（一）安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

（二）（一）の措置を講ずる箇所に関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。

三 事業者は、作業の必要上臨時に手すり等の墜落防止設備を取り外したときは、その必要がなくなった

後、直ちに当該設備を原状に復するものとする。

第三 足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実

一 つり足場、張出し足場又は高さ五メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときに講じなければならないこととされている措置について、高さ二メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業についても同様の措置を講じなければならないものとする。

二 一の措置のうち、足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業を行うときに、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(一) 幅四十センチメートル以上の作業床を設けること。ただし、当該作業床を設けることが困難なときは、この限りでない。

(二) 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

第四 架設通路及び作業構台に係る墜落防止措置の充実

一 架設通路及び作業構台について、作業の必要上臨時に手すり等の墜落防止設備を取り外す場合等には

、第二の二の(一)及び(二)の措置を講ずるものとする。

二 事業者は、第二の三と同様の措置を講ずるものとする。

三 労働者は、一の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならないものとする。

第五 鋼管足場に係る規定の見直し

鋼管規格に適合する鋼管を用いて構成される鋼管足場のうち、単管足場の建地については、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重をいう。）が当該建地の最大使用荷重（当該建地の破壊に至る荷重の二分の一以下の荷重をいう。）を超えないときは、建地の最高部から測って三十一メートルを超える部分の建地について、鋼管を二本組とすることを要しないものとする。

第六 注文者の点検義務の充実

特定事業の仕事を行行注文者は、請負人の労働者に、足場又は作業構台を使用させるときは、当該足場若しくは作業構台の組立て、一部解体又は変更の後において、作業を開始する前に、当該足場又は作

業構台について点検を行い、危険のおそれがあるときは、速やかに修理するものとする。

第七 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第八 施行期日等

一 施行期日

この省令は、平成二十七年七月一日から施行するものとする。

二 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を設けるものとする。